

# **「化 学 物 質 対 策」**

## **報 告 書**

**平成 12 年 6 月**

**中央環境審議会企画政策部会  
「化学物質対策」検討チーム**

# 目 次

	頁
はじめに	1
1 背景と現状	2
(1) 背景	2
(2) 現状 / 現行環境基本計画策定後の取組状況	6
ア 制度的対応	6
イ 科学的知見の充実	8
ウ 対策技術の開発・普及	10
エ 各種基盤及び体制整備	11
オ 民間を含めた取組の推進	12
カ 国際協調・協力の推進	12
2 今後の化学物質対策の基本的考え方	17
3 重点的に行うべき取組及びその目標	18
(1) 基礎的データの整備及び人材の育成	18
(2) 環境リスクの評価等の推進	18
(3) 多様な手法による環境リスクの管理の推進	19
(4) 化学物質関連情報の適正な提供による国民等 の理解の増進と合意形成	19
(5) ダイオキシン類の排出削減対策等、P C B の 処理及び化学物質による汚染土壤対策等の推進	20
(6) その他 / 国際協調・協力の推進	21
参考資料	22

# はじめに

「重点的に取り組むべき施策群」の審議については、第68回企画政策部会（平成11年10月1日）で了承された「環境基本計画の見直しの論点と作業の進め方の整理について」に基づき進めるものとされ、化学物質対策に係る検討の趣旨として、「日常をとりまく化学物質は、環境に対する深刻な影響を及ぼすこともあり、そのリスク評価の進め方やリスク情報の開示等の課題を含め、化学物質の管理の在り方を基本に立ち返って検討する必要がある。」とされた。

本報告書は、「化学物質対策検討チーム」において、この趣旨を踏まえ、化学物質を取りまく社会的状況やこれまでの対策を総括しつつ、今後の取り組むべき事項をとりまとめた。

平成12年 6月14日

主査 北野 大

委員	浅野 直人
	猿田 勝美
	鈴木 繼美
	三浦 昭
	村上 忠行
協力委員	近藤 雅臣
	中杉 修身
	林 裕造

## （参考）会合の経緯

第1回会合	3月 8日
第2回会合	4月 21日
第3回会合	5月 10日
第4回会合	5月 31日

# 1 背景と現状

## ( 1 ) 背景

ア 我々の社会においては様々な化学物質が利用されている。化学物質の開発・普及は20世紀に入って急速に進んだものであることから、人や生態系にとって、それらに長期間暴露されるという状況は、これまでの長い歴史の中で初めて生じているものである。

今後、将来にわたって持続可能な社会を構築していくためには、一方で生活や経済活動において用いられている化学物質の有用性を基盤としつつ、他方でそれらの有害性による悪影響が生じないようにすることが必要である。

そのため、今後も引き続き、化学物質による環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせるおそれ）を科学的に正しく可能な限り定量的に評価し、持続可能な社会とするために許容し得ない環境リスクを回避する必要がある。

更に、環境中には、物の製造、使用、廃棄の過程で環境中に排出された様々な化学物質、それらの過程において非意図的に生成された化学物質、環境中において他の物質が化学的に変化して生成した化学物質等が存在していることもあり、何らかの化学物質に暴露されたことによる影響が疑われても、その原因の特定が困難であるといった問題も生じている。

このような多様な化学物質に暴露されることにより生じるおそれがある影響の監視や評価のあり方についても早急に検討しなければならない。

環境リスクの定量的な評価や検討を進めるためには極めて多くの時間と費用を要するとの問題を必然的に伴うが、だからといって手をこまねいていることは許されない。このため、産業界・事業者及び行政が協力して国際的に協調しつつ対応

することが特に必要となってくる。

加えて、平成4年の国連環境開発会議において採択された環境を保護するための予防的方策を広く適用すべきという原則に則り、定量的な環境リスク評価ができていない段階であっても、国民、産業界・事業者及び行政が化学物質に関する情報を共有しながら、全ての者が各自の立場でより環境リスクを低減できるようにしていこうという流れが国際的に定着しつつある。

イ　近年、我が国においては、特に、内分泌かく乱化学物質とダイオキシン類に関して国民の関心が高まっている。

内分泌かく乱化学物質（生体内に取り込まれた場合に、正常なホルモン作用に影響を与える化学物質）の問題は、平成8年の「奪われし未来」の出版により世界的に注目された。内分泌かく乱化学物質については、試験方法及び評価方法が確立していないことなど、科学的に未解明な点が多いが、次世代に影響を及ぼすおそれがあるのではないかと疑われている物質の中には日常生活において身近に使用している製品に含まれているものもあり、国民の不安が大きくなっている。

このような新たな課題に対応するためには、行政及び産業界・事業者が科学的な解明を図るための科学的知見や関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、化学物質を利用する立場にある国民を含めて、すべての者がこれら知見や情報を共有できるようにこれら情報をわかりやすく提供することが求められている。

ダイオキシン類は極微量でも人の健康に被害を生じさせるおそれがあるが、環境基本計画策定後、廃棄物焼却施設周辺の土壤や排出ガスから高濃度のダイオキシン類が検出されたこと等から、社会的な関心が高まり、種々の取組がなされ、平成11年7月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が制

定されたところである。

ダイオキシン類については、従来の環境保全対策技術におけるよりも格段に高度な対策技術レベルが必要であり、今後とも排出削減対策や既に生じた汚染土壌の浄化対策等を進めるとともに、調査研究や技術開発の一層の推進を図ることが必要となっている。

ダイオキシン類以外の有害な物質を視野に入れた汚染土壌の浄化対策や、既に使用禁止になり保管されているP C B等の廃化学物質の処理についても、それらの対策に要する費用や処理・処分の方法を含めて、研究・技術開発の推進、社会的な合意の形成等の取組が求められてきている。

ウ 野生生物に対し、化学物質の内分泌かく乱作用ではないかと疑われる影響が注目されるなど、人の健康だけでなく生態系への化学物質の影響(\*1)の重要性が認識されつつある。

諸外国の化学物質関連法制度でも、既に人の健康に加えて、環境の保護が目的とされている。

我が国においても、平成11年に成立した「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」においては、人の健康を損なうおそれと加えて、動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある物質も対象とすることとされ、生態影響評価試験の結果等をもとに対象物質が選定された。

エ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく対象物質の排出量等の把握は平成13年度から開始され、その結果が14年度から集計・公表される予定であり、我が国におけるP R T R制度が本格的に開始される。また、本法に基づき、対象物質やそれを含む製品を取り扱う事業者は自主的な化学物質管理の改善の促進や国民の理

解の増進を行う責務が課せられている。

欧米においても、化学物質のハザード情報については、それを製造する事業者自身がそれを試験し開示しなければならないという考えが広がってきており、環境保全のための化学物質対策において、今後ますます事業者自身による様々な取り組みも重要となってくることが予想される。

才 化学物質による影響とそのメカニズムは多くの人々にとって極めて難解である一方、化学物質そのものやそれらを含む製品自体は私たちの日常生活の中では非常に身近なものであり、国民の安心や安全の確保が喫緊の課題である。

その意味で、リスクコミュニケーション（\*2）を推進することにより、化学物質に関する情報を共有化して広く共通理解を促進するとともに、政策決定の社会的な合意のための基盤を形成することが極めて重要となっている。このような考え方は、国際的にも定着してきている。

力 現在、P C B、D D Tなど、残留性が高く生物濃縮されやすい物質（P O P s）による地球規模の汚染を防止するための条約化交渉が本格化している中で、国際的な協調の下で、このような物質の使用の禁止・制限、排出の削減や保管されているP C B等の処理の推進が求められているなど、地球規模の汚染対策という視点からも化学物質対策は重要な課題となっている。

( \*1 ) 生態系を構成する生物に対する影響も含む

( \*2 ) 化学物質による環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、N G O等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること

## ( 2 ) 現状 / 現行環境基本計画策定後の取組状況

現行の環境基本計画策定後の政府等における化学物質対策の取組状況をまとめると、以下のとおりである。

### ア 制度的対応

#### **PRTR制度 / MSDS( 化学物質等安全データシート ) の整備**

PRTR制度は、アジェンダ21第19章「有害かつ危険な製品の不法な取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」に位置づけられ、OECD（経済協力開発機構）において平成8年にPRTRの導入に関する理事会勧告がなされた。これまでに、米国、カナダ、オランダ、英国、オーストラリアなどで導入され、また、現在、EUなどでその導入が検討されている。

我が国ではパイロット事業の実施、産業界での取組等を踏まえ、平成11年7月に法制化されたところであり、平成13年1月からMSDSの交付が義務化され、平成13年度の排出量・移動量から届出が求められる予定である。

#### **ダイオキシン対策の推進**

ダイオキシン類については、平成9年に、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）による廃棄物焼却施設の排出規制が実施された。

その後、平成11年2月には、ダイオキシン対策関係閣僚会議が設置され、同年3月に開催された同会議において、平成14年度までにダイオキシン類の排出総量を平成9年比約9割削減すること等を盛り込んだ「ダイオキシン対策推進基本指針」

が策定された。本指針には、排出削減対策の推進、検査体制の整備、調査研究及び技術開発の推進、廃棄物処理及びリサイクル対策の推進等が盛り込まれている。

また、平成11年7月には、TDI（耐容一日摂取量）や環境基準の設定、排出規制・汚染土壤対策の実施等が盛り込まれた「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定、本年1月より施行されたところであり、現在、同法に基づき具体的な対策が進められている。

### **有害大気汚染物質対策、地下水汚染対策の強化**

平成8年に、大気汚染防止法が改正され有害大気汚染物質対策の強化が図られるとともに、水質汚濁防止法が改正され地下水の浄化措置命令が導入された。

### **その他**

平成9年に、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3項目が大気環境基準に追加され、地下水の水質環境基準が新たに設定された（トリクロロエチレン等23項目）。平成11年に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素が水質環境基準（公共用水域及び地下水）に追加された。

また、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。）、農薬取締法及び肥料取締法の運用等により、製造・使用規制の着実な推進を図った。

さらに、廃棄物処理法により廃棄物の適正な処理を図るための規制の強化や廃棄物の処理に関する基準の強化等がなされた。

## イ 科学的知見の充実

### **内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）への取組**

O E C Dにおいては、各国の協力により試験法を開発中であり、我が国においても、関係省庁の協力により、人の健康影響や生態系の影響に係る試験法の開発を国際的な協力・協調の下で推進されている。

また、平成9年に「外因性内分泌攪乱化学物質問題に関する研究班中間報告書」がとりまとめられて公表されるとともに、平成10年に「環境ホルモン戦略計画 SPEED '98」をとりまとめられて公表された。また、本戦略計画等に基づき、関係省庁の協力により、内分泌かく乱化学物質による環境汚染実態の調査等調査研究が開始された。

さらに、平成10年及び11年に、我が国において内分泌かく乱化学物質に関する国際的なシンポジウムが開催された。

### **環境リスク評価の推進**

平成9年度より、個別の化学物質毎に、健康影響評価、生態影響評価及び暴露評価を体系的に行いつつ、環境リスク評価が開始された。

また、O E C Dにおける高生産量化学物質の初期リスク評価プロジェクトに参画し、各国の分担の下、関係省庁が連携して、スクリーニング情報データセット(SIDS)を収集しつつ初期リスク評価が着実に実施されている。

### **既存化学物質に関する有害性情報の収集**

化学物質審査規制法に基づき、生分解性、生物濃縮性（蓄積性）及び新規化学物質の審査方法に準じた毒性試験を定期的に実施され、その結果が公表されているところであり、同法に基

づく既存化学物質の着実な点検が図られている。

また、平成6年度までの試験法の検討結果を踏まえ、平成7年度より、本格的に藻類（成長阻害）、ミジンコ（遊泳阻害、繁殖阻害）、魚類（急性毒性）についての生態影響評価試験が開始された。

さらに、化学物質ハザード・データ集（化学物質安全性評価シート）の作成、データベースの構築及びその情報提供等が推進されている。

### **環境汚染実態調査（黒本調査）の推進**

毎年20～30物質を対象に適宜調査対象（水質、底質、生物、大気）を決めて環境モニタリングが実施されるとともに、P C B 等に関する生物モニタリング調査、指定化学物質に関する調査、ダイオキシン類の調査等が実施されている。

### **新たな環境リスクの評価手法の検討**

農薬の生態影響評価のあり方に関する基本的な考え方が平成11年1月にとりまとめられ、現在、具体的な評価手法のあり方について検討されている。

また、シミュレーションモデルによる暴露評価やリスク評価手法等の開発が推進されている。

### **室内汚染対策の推進**

居住環境に存在する化学物質による健康影響に対する取組が開始された。

## ウ 対策技術の開発・普及

### **PCB処理の推進**

PCB処理を推進するため、化学処理等の新しい技術に関する技術評価が行われ、廃棄物処理法施行令が改正（平成10年6月施行）されて処理基準が設定され、それらの新しい技術を用いた処理が平成11年12月より開始された。

### **土壤・地下水のストック汚染浄化技術の開発・普及**

トリクロロエチレン等による土壤・地下水汚染の浄化のための新技术及び簡易・経済的技術の開発や、ダイオキシン類による土壤汚染の浄化技術の開発が進められている。

また、環境事業団による土壤・地下水汚染に係る環境浄化機材貸付が実施されている。

### **その他技術開発の推進**

内分泌かく乱化学物質等の高感度検出技術、有害物質の無害化・除去技術の開発が推進されている。

## エ 各種基盤及び体制整備

### **データベースの整備**

各省庁において、必要な情報のデータベース化が進められている。

また、PTRの物質選定のために有害性情報等を収集し、PTRの実施に併せて公表できるよう準備されているところである。

さらに、国際的には、GINC（地球規模化学物質情報ネットワーク）の構築に対する貢献がなされているところである。

### **施設の充実、人材の育成**

国立環境研究所において内分泌かく乱化学物質に関する調査・研究を行うための施設が新設されるなど、施設の充実が図られるとともに、行政担当者へのダイオキシン類の分析研修が開設された。

### **地方公共団体との連携**

地方公共団体の協力の下で環境汚染実態調査を行うとともに、国立環境研究所と地方公害試験研究機関との交流を図っている。

## 才 民間を含めた取組の推進

### **企業における自主的取組の推進**

化学業界におけるレスポンシブルケア（注）の普及をはじめ、事業者による化学物質の自主的な管理を進めるための様々な取り組みが進められている。また、ISO14001 を取得する企業や環境報告書を発行する企業が増加し、環境保全に関する取組や情報の提供・公開に関する取組が進められている。

また、国や地方公共団体により、有害大気汚染物質に係る自主的な管理、土壤・地下水汚染の調査・対策に係る自主的な取組が促進されている。

（注：化学物質を製造し、または取り扱う事業者が、自己決定・自己責任の原則に基づき化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって「環境・安全」を確保することを経営方針において公約し、安全・健康・環境面の対策を実行し改善を図っていく自主管理）

## **情報の提供と共有**

政府公表資料等のホームページへの掲示、ダイオキシン類やP R T R 制度等に関する国民向けのパンフレットの作成、配布が進められるとともに、リスクコミュニケーション手法の検討が行われる等、国民等への情報の提供と共有が推進されている。

## **N G O における取組**

N G O により、ダイオキシン類問題や内分泌かく乱化学物質問題等に対して政府等への積極的な要望、対策提言が行われるなど、活発な対応が図られている。

## **国際協調・協力の推進**

### **(ア) アジェンダ2第19章（平成4年国連環境開発会議で採択）のフォローアップ**

アジェンダ21第19章のフォローアップの一環として、I F C S（化学物質の安全に関する政府間フォーラム）の設立され、定期的に会合が開催されている（平成10年に会期間会合を横浜にて開催。第3回フォーラムは平成12年10月にブラジルで開催予定）。

また、O E C D、U N E P（国連環境計画）、W H O（世界保健機関）など7つの国際機関の調整組織として、I O M C（健全な化学物質管理のための機関間プログラム）が設立され、アジェンダ21第19章に掲げられたプロジェクトの推進が図られている。

## (イ) 国際機関での取り組み

### OECDにおける活動

OECDでは、加盟国の積極的な参加の下、以下のようなプロジェクトが推進されている。

- ・ 高生産量化学物質の安全性点検（人の健康及び環境の保護）
- ・ MAD（化学物質の試験データの相互受け入れ）のOECD非加盟国への適用
- ・ 内分泌かく乱作用に関する試験方法の開発
- ・ 既存のテストガイドライン（化学物質の試験法）の見直しや新たなテストガイドラインの開発
- ・ GLP（優良試験所基準：化学物質の試験施設が備えるべき設備、操作の手順等に関する基準）制度に関する活動
- ・ 新規化学物質の情報交換の推進
- ・ 農薬のリスク評価、リスク管理に関する国際的調和
- ・ リスク評価手法の検討
- ・ PRTTの推進（IOMCの活動の一環）
- ・ 有害性による分類と表示の調和の推進（IOMCの活動の一環）
- ・ 鉛、臭素系難燃剤等の個別物質のリスク管理の推進
- ・ リスク管理の社会経済的解析
- ・ リスクコミュニケーション
- ・ 化学物質事故対策の検討 等

### IPCS(国際化学物質安全性計画)における活動

IPCSにおいては、以下のようなプロジェクトが推進されている。

- ・ 化学物質のリスク評価としてEHC（環境保健クライテ

リア）やC I C A D（簡潔評価文書）の発行

- ・ 個別の化学物質のリスク評価（ダイオキシン類の耐容1日摂取量、内分泌かく乱化学物質等）
- ・ 化学物質の中毒事故の予防と治療 等

#### （ウ）化学物質に関する条約

使用が禁止または厳しく規制されている化学物質の貿易時における情報交換の手続き及び輸出先国への事前通報・承認（P I C）手続きを定めたロッテルダム条約が、平成10年9月に採択されたところであり、我が国も平成11年8月に署名した。

また、残留性が高く生物濃縮されやすい物質による地球規模の汚染を防止するための条約（P O P s条約）の採択に向けて交渉が進められているところであり、本年12月の第5回交渉会議において成案を得て来年採択される見込みである。

さらに、船底防汚塗料に使用されている有機スズ化合物（特にT B T）による海洋環境汚染を防止するため、有機スズ系船底防汚塗料の全面使用禁止に向けた条約の策定が、平成11年11月のI M O（国際海事機関）総会で合意され、平成13年に条約採択のための外交会議が開催される予定である。

また、化学物質を含む有害物質及び危険物質が船舶から流出した場合の対応に関して、平成12年3月、I M Oにおいて、「危険及び有害物質による汚染事件への準備、対応及び協力に関する議定書」（仮称、通称OPRC-HNS議定書）が採択された。

## (工) その他の取組と考え方

米国を中心に、より環境にやさしい化学産業を目指して安全性の高い化学物質の開発や生産プロセスの導入等を行う Green Chemistry が開始された。この中には表彰制度の創設も含まれている。この考え方は OECD においても、Sustainable Chemistry として推進されているところである。

平成 4 年の国連環境開発会議で採択されたリオ宣言第 15 原則では「環境を保護するため、予防的方策は、各國によりその能力に応じて広く適用されなければならない。」とされた。

その後、平成 9 年にマイアミで開催された G 8 環境大臣会合で採択された宣言では、「情報が十分でないときは、子供の健康の保護について予防的な原則又は方策に則ること」に同意された。

本年 4 月に滋賀県大津市で開催された G 8 環境大臣会合においても、環境と健康に関し「我々の施策は、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則で述べられている予防的アプローチに基づくべきである」とされ、また、上記平成 9 年の会合の宣言を実施することが再確認された。

最近では、特に EU において予防的な原則を重視した取組が開始されており、環境を保護するための予防的方策を広く適用すべきという原則を踏まえた取組が展開されている。

その他、諸外国における新たな取組として、米国においては、PBT（残留性高蓄積性有害）化学物質への対策強化や内分泌かく乱化学物質のスクリーニング計画の検討がなされるとともに、企業による高生産量化学物質( 約 2,000 ) の試験の推進を図ることが合意された。

英国においては、情報の公開、様々な利害関係者によるフォーラムの設立、試験結果の集積と、最終的には未試験

物質の市場からの駆逐を目指した新たな化学物質戦略を平成11年末に公表したところである。

また、スウェーデンにおいては、難分解性・高蓄積性の化学物質を含む製品をなくす方向の検討を提案している。

## 2 今後の化学物質対策の基本的考え方

上記1の背景のところでも記述したとおり、今後の化学物質対策の検討に際しては、特に、

化学物質の有する有用性及び有害性並びに環境リスクの意味が正しく認識され、環境リスクの管理が適正に行われ、将来にわたって持続可能な社会を構築できるようにするための情報の提供と理解の増進、及び環境リスクの低減に資する政策決定のための合意形成の推進

人や生態系に対する影響を早期に発見する手法の開発を含め、化学物質対策に資する研究や技術開発の一層の推進

化学物質対策における生態系に対する影響の適切な評価と管理の推進

科学的知見に基づく「環境リスク」の定量的評価の推進及びそれと併行して行うリスク低減のための様々な取り組みの促進

国民、産業界・事業者及び行政が化学物質に関する情報を共有し、事業者における自主的な化学物質の管理の改善を促進するなど、各々の主体が理解・協力しつつ化学物質対策を推進

POPs対策等、国際的な協調の下での地球規模での化学物質対策を推進

などを基本的考え方として、平成4年の国連環境開発会議において採択された、環境を保護するための予防の方策を広く適用すべきという原則を踏まえつつ、特に以下に示す事項について重点的に取り組む必要がある。

### 3 重点的に行うべき取組及びその目標

#### ( 1 ) 基礎的データの整備及び人材の育成

ア 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質、分解性がよく環境中での残留性が小さいと考えられるものも含め、生産量が大きく環境中に排出される可能性の高い化学物質等について、人の健康や生態系に対する影響等有害性に関するデータや排出量等の暴露に関するデータを整備するとともに、環境中における存在実態の把握（環境モニタリング）、人や生態系に対する影響の実態の把握（疫学調査、生態学調査等）等の充実を図る。

イ 化学物質の分析、環境リスクの評価、管理等を行う科学者、技術者を養成する。

#### ( 2 ) 環境リスクの評価等の推進

ア 環境リスクの評価の推進、特に生態系に関する環境リスクの評価を充実するとともに、生態系に関する環境基準等の設定の可能性の検討等を推進する。

イ 産業界・事業者の協力の下で、環境リスクの評価に必要なデータ等を効率的に収集し、高生産量化学物質、P R T R 対象物質等の環境リスク評価を加速化する。

ウ 内分泌かく乱作用を評価するための手法の開発や内分泌かく乱作用があると疑われている化学物質の有害性の評価等を国際的な協力の下で推進する。

エ 環境リスクの評価や管理を促進するため、人の健康や生態系に対する影響を早期に発見する手法の開発を含め、化学物質対策に資する研究や技術開発の一層の推進を図り、QSAR（定量的構造活性相関）や暴露予測モデル等による評価手法や、化学物質を用いた製品のライフサイクルアセスメント（LCA）等の研究開発を推進するとともに、環境試料や食材の長期継続的保管・活用（環境保全のための specimen bank 等）の推進等を検討する。

### **(3) 多様な手法による環境リスクの管理の推進**

ア 環境リスク評価の結果等については、事業所周辺、地域レベル及び国レベルにおける環境リスクの管理に適切に活用する。

イ より効率的・効果的に環境リスクの管理を進めるため、化学物質対策に資する研究や技術開発の推進、P R T R 制度の活用、レスポンシブルケア等による自主的な取組の促進を図るとともに、様々な手法を用いて環境リスクを低減させるための措置を講ずる。

ウ 化学物質の安全性等に関連した情報を正確かつわかりやすく公開することや技術開発等により、より安全な化学物質への代替や、安全性の高い製造プロセスへの転換を促進する（Green Chemistry 又は Sustainable Chemistry の推進）

### **(4) 化学物質関連情報の適正な提供による国民等の理解の 増進と合意形成**

ア 有害性や暴露に関する情報を充実するとともにデータベースを整備し、その利用を促進することにより、化学物質関連情報

を国民に提供する。

イ 国民や事業者等様々な主体の意見を取り入れつつ、環境リスクの低減に資する政策を決定するための手法を検討し、推進を図る。

ウ 化学物質のリスクコミュニケーションを推進するため、環境リスクに関して国民にわかりやすく説明したり、話し合いの仲介をしたりできる人材の養成を進めつつ、P R T R 制度に基づく排出量データ等の関連情報を国民に正確でわかりやすい形で公表するとともに、広報活動や環境教育・環境学習等を推進する。

#### ( 5 ) ダイオキシン類の排出削減対策等、P C B の処理及び化学物質による汚染土壤対策等の推進

ダイオキシン類の排出削減対策、P C B 処理技術の開発・普及や化学物質による汚染土壤・地下水処理技術開発等の推進を図る。特に、平成12年度から実施されるミレニアム・プロジェクト等も活用して、

ア ダイオキシン類の排出削減対策等

イ P C B 及びP C B 汚染物の処理技術の開発・普及及び処理

ウ ダイオキシン類等の汚染土壤の処理技術の開発・普及

等を推進する。

## ( 6 ) その他 / 国際協調・協力の推進

- ア 地球規模での化学物質対策を進めるため、P O P s 条約、ロッテルダム条約の国内対応の整備を図る。
- イ OECDやIFCSの国際的枠組みの中での国内対応や国際的な連携の強化を図るとともに、重要なプロジェクトについて我が国が積極的にリードし、国際会議の開催などによりプロジェクトの進展を図る。
- ウ 化学物質対策に関する先進国間での研究協力を推進する。
- エ 我が国の研究機関がアジア地域においてリファレンス・ラボラトリとなるなど、アジア地域での調査・研究の拠点となるとともに、開発された簡易分析法、排出抑制技術、環境リスク管理手法等について、アジア地域等の途上国に対して、それぞれの国の実情に応じた支援が可能となる技術移転等を図る。